

## 稲敷市における新型コロナウイルスに対する対策について（5/1 10:30 現在）

### （１）緊急事態宣言が延長になった場合の職員等の勤務体制について

- ・1/2の在宅勤務方式を基本として実施する。
- ・市民の方々への不利益は最小限になるよう、形態を所属ごとに調整する。

### （２）緊急事態宣言が延長になった場合の公共施設（学校含む）の体制について

- ・市内小中学校，幼稚園，子ども園においては，5月31日まで臨時休校を延長
- ・休業中の児童クラブについては13時から実施
- ・家庭で面倒を見られない園児，児童については下記の通り預かる。  
幼稚園：8時から18時まで  
学校：8時から15時まで（児童クラブ参加者は13時以降児童クラブで生活）
- ・各教育施設，体育施設についても5月31日までの休館延長とする。
- ・公園施設についても緊急事態宣言が出されている期間は閉鎖とする。

## その他

### ○特別定額給付金の概要について

- ・給付額1人につき10万円
- ・申請方法  
（１）郵送申請方式  
（２）オンライン申請方式（マイナンバーの活用）

### ・申請スケジュール

オンライン申請：5月3日から実施。

郵送申請：5月25日の一斉発送，5月26日から受付開始を目指す。

### ・給付方法

申請者の本人名義の口座へ振込み

### ・給付スケジュール

オンライン申請分：5月中旬より順次

郵送申請分：6月中旬より順次

### ○日曜開庁の実施については，緊急事態宣言の期間は休止とする。

### ○地方税についての一部徴収猶予特例制度について

- ・市税4税の猶予を実施する。6月広報折込み，HPで周知を図る。

### ○微酸性電解水の配布について

配布量を鑑みて，5月9日を最終とする予定。

### ○子ども議会について

本年度は中止とする。